

平成 27 年度産油・産ガス国開発支援協力事業に係る委託事業の公募について

平成 27 年 5 月 1 日

一般財団法人 石油開発情報センター

一般財団法人石油開発情報センター（以下、センター）は、国から平成 27 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金（産油・産ガス国開発支援等事業のうち産油・産ガス国開発支援協力事業に係るもの）」の交付を受けて実施する委託事業について、下記により広く募集いたします。

記

1. 事業の目的

本邦の石油及び可燃性ガスの開発関連企業（以下、本邦企業）が産油・産ガス国及び産出ポテンシャルの高い国（以下、産油国等）において権益を取得し、石油及び可燃性ガス（以下、石油等）の開発事業に進出するためには、産油国等に関するたゆまぬ情報収集活動を行うとともに、産油国等との人脈の構築、産油国等における我が国や本邦企業のプレゼンスを増大及び産油国等との関係強化を図っていくことが重要です。また、既に本邦企業が権益を有している産油国等においてその権益を維持していくためには、当該産油国等の政府・国営石油会社等との友好関係を継続・発展させていくことが不可欠です。

このように、産油国等における我が国及び本邦企業のプレゼンスを増大させ、産油国等の政府・国営石油会社等との友好関係を構築・継続・発展させていくことは我が国の石油等の安定供給確保に極めて重要であることから、本委託事業の実施を通じて、産油国等とのパートナーシップの構築やその強化を目指す本邦企業を支援することにより、本邦企業による権益取得や権益維持の推進を図り、もって我が国の石油等の安定供給確保に貢献しようとするものです。

2. 事業の内容

（1）対象とする事業

産油国等で活動中、或いは進出を検討中の本邦企業が産油国等の政府・国営石油会社等からの要請を受けて、本邦企業の知見・人材等を活用して実施する石油等開発分野の事業であって、産油国等への情報提供・技術等の移転が行われるもの又は良好な人的関係の構築に資するもので、以下の事業とします。

① 共同研究事業

産油国等で活動中、或いは進出を検討中の本邦企業に対し、産油国等から要請される石油等開発分野の技術協力事業であって、本邦企業の知見・人材等を活用して、産油国等と共同で研究を行う事業。

② 調査研究事業

産油国等で活動中、或いは進出を検討中の本邦企業に対し、産油国等から要請される石油等開発分野の各種調査研究事業であって、本邦企業の知見・人材等を活用して、日本側で調査研究を実施し、産油国等に対して情報提供を行う事業。

③ 人材交流事業

産油国等で活動中、或いは進出を検討中の本邦企業に対し、産油国等から要請される石油等開発分野の技術力向上を図るための事業であって、本邦企業の知見・人材等を活用して、産油国側の石油等技術者等に対して研修等を行う事業。

(2) 対象とする国

応募者が活動中、又は進出を検討している産油国等を対象とします。

(注) 次のいずれかの項目に該当する応募は、ご遠慮下さるようお願いします。

1. 同一の案件を協力関係にある組織（商社、メーカー、コンサルタント等）から、別々に提案する重複提案。
2. 利用可能な既存調査がある案件（経済情勢の変化等により再実施の必要な場合を除く）。
3. 将来において事業が立ち上がった場合に、我が国へのエネルギーの効率的供給の見込みがない案件。

3. 事業の実施方法

採択した案件について、センターが応募者に委託して実施します。

4. 応募者の資格

応募者は、産油国等の石油等開発分野に進出している、又は進出を検討している本邦企業で、かつ本事業を遂行するために必要な知見、実施体制、管理体制等を有している組織とします。

(注) 複数の組織による共同提案も可能ですが、その際はセンターからの連絡窓口と経費の取りまとめ・支払い窓口となる主応募組織（幹事組織）を決め、ご応募ください。

5. 事業の概要

(1) 事業期間

事業期間は単年度です。事業実施は、委託契約締結日から遅くとも平成 28 年 2 月末までとします。

(2) 事業費用

1 件あたりの事業費用（上限）は原則として、下記の通りです（消費税及び地方消費税を含んだ金額です）。

- ・ 共同研究事業及び調査研究事業の場合 2,500 万円
- ・ 人材交流事業の場合 1,800 万円

(注)

1. 事業費用について、不適切な経費や単価設定等はセンターが厳密に査定しますので、提案する事業の実施に必要な金額を精査した上で応募ください。
2. センターと委託先との契約金額については、センターが案件の選定後に査定した上で決定しますので、提案金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。
3. 委託契約の受託者が業務の一部を更に第三者に再委託（外注及び請負を含む。50 万円未満の再委託を除く。以下同じ。）する場合は、事前にセンターが再委託の妥当性を確認します（原則として、総事業費の 50%未満とする）。また、委託契約書の写しをセンターに提出していただきます
4. 事業終了後、証票を提出していただき、事業経費についての妥当性の判断を行います。その結果によっては、委託費対象経費として認められない場合があります。経済産業省による検査対象となり、必要な資料の提出を求められることがあります。その検査の結果によっては、経費として認められない場合があります。また、会計検査院による検査対象となる場合があります、その検査より委託費対象経費として認められない経費があった場合には、センターは当該経費の返還を求めることになります。

(3) 事業結果の取り扱い

事業終了後は電子記録媒体により事業報告書をセンターに提出するとともに、産油国等政府・国営石油会社への報告を実施してください。また、事業の内容や成果等については、産油国等との関連で非公開を義務付けられているものを除き公開します。なお、事業終了翌年度以降に、センターとしての事業評価を実施する予定です。事業評価は、委託先・事業要請先に対するアンケート調査、事業要請先に対する現地での聴き取り調査を通じて行う予定です。

(注)

1. 事業の成果、事業の実施に当たり取得した財産、事業報告書の著作権等は、委託者であるセンターに帰属します。
2. センターは、原則として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に準じて事業報告書を一般公開します。
3. センター事業評価について、事業要請先に対する現地での聴き取り調査を行う場合には、センターが事前に事業実施者との間で相談させていただきます。

6. 応募方法

(1) 応募書類

応募関係書類として、必要事項を記入した提案書とともに、同内容の電子記録媒体 (CD-R) を添付の上、公募期間中に提出してください。なお、応募関係書類は応募者に返却しませんのでご了承ください。

- ・ 提案書（代表者印を押印してください。）

・電子記録媒体（CD-R）

（注）

1. 提案内容を理解するのに役立つ図表（様式は自由）、あるいは参考資料等の関連資料がある場合は、CD-R ファイル巻末にまとめて添付してください。
2. CD-Rには「平成27年度産油・産ガス国開発支援協力事業」、「事業の名称」、「貴組織名」を記入したラベルを貼って提出してください。
3. 応募関係書類はセンターのホームページ (<http://www.icep.or.jp/>) よりダウンロードして作成してください。

（2）応募期間、応募先及び応募方法

①応募期間

平成27年5月1日（金）～平成27年5月19日（火）。
最終日は、17時までに必着でお願い致します。

②応募先

一般財団法人石油開発情報センター 業務部 担当者（井口）
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-1-6 日本弘道会ビル 3階
TEL: 03-3222-8127

③応募方法

持参、郵送、宅配便に限定します。

7. 事業の採択・通知

（1）採択手順

下記の判断要素及び外部の有識者で構成する「補助事業等実施検討委員会」での検討結果を総合的に勘案して、センターが委託事業とするものを選定します。

（2）判断要素

- ①石油等の鉱区権益の取得の可能性。
- ②政策的ニーズ。
- ③事業の必要性。
- ④応募者の実施能力。
- ⑤実施計画の妥当性。
- ⑥産油国等との関係強化等に資すること。
- ⑦事業の円滑な推進が期待できること。
- ⑧技術移転に資すること。
- ⑨本邦企業の進出の円滑化、又は産油国等との良好な人的関係の強化に資すると認められること。
- ⑩営利を目的にした事業でないこと。

⑪産油国等の協力が得られること。

(注)

1. 原則、協力要請先からの要請状が必要です。但し、調査研究事業のように要請状の迅速な入手が難しい場合は弾力的運用とします。
2. 原則、提案書の内容で採択を決定しますが、選定過程においては補足として資料の提出又は詳細説明等を求めることがあります。

(3) 採択案件の通知・公表

センターは、採択する案件の選定後、平成 27 年 6 月中旬を目途に応募者宛に採択通知書を送付するとともに、センターのホームページ (<http://www.icep.or.jp/>) に採択案件名と実施企業名を公表します。

(注)

1. 採択されなかった応募案件に関する不採択理由等のお問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。
2. 採択案件として選定されたとしても、センターと応募者との間で必要な契約条件が合致しない場合には、委託契約を締結できませんので、予めご了承ください。

8. 問い合わせ先

一般財団法人石油開発情報センター

業務部 井口 iguchi@icep.or.jp Tel : 03-3222-8127

総務部 田巻 tamaki@icep.or.jp Tel : 03-3222-8116

住所 : 〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-1-6 日本弘道会ビル

Fax:03-3222-8162

(問い合わせ時間については土日祝日を除く午前 10 時～12 時及び午後 2 時～5 時の間に
お願いします。)

以上